

令和４年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第10回）

日時：令和４年12月22日（木）午前10時00分～

形式：Webによるオンライン会議

—— 会 議 次 第 ——

- 1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議
多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業
- 2 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
（仮称）今井土地地区画整理事業【2回目】
- 3 その他

【審議資料】

資料1 「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」

資料1－1 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び
項目別審議について

資料1－2 「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」に係る
環境影響評価調査計画書について（案）

資料2 「（仮称）今井土地地区画整理事業」環境影響評価書案 第1回部会審
議質疑応答

<出席者>

会長 柳委員
第一部会長 齋藤委員
荒井委員
小林委員
高橋委員
堤委員
水本委員
森川委員
横田委員

(9名)

藤本政策調整担当部長

椿野アセスメント担当課長

第一部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の 項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和4年12月22日

(事業名称) 多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業

1 選定した環境影響評価の項目 8項目（選定した理由 p.132～134）

騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、
自然との触れ合い活動の場、廃棄物

【騒音・振動】

1 本事業は事業予定期間が約10年という長期にわたり、また、一部の工種では夜間
工事も予定されていることから、昼間・夜間ともに周辺住民に対して十分に配慮し
た環境保全のための措置を検討し、予測・評価を行うこと。

2 工事の完了後のモノレール走行騒音について、本事業区間周辺には中層住宅等も
存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。

3 モノレールの走行に伴う騒音・振動の予測では、モノレール既供用区間において
モノレール単独の走行音、走行振動を調査し、これを基に類推する方法としている
ことから、可能な限り正確に走行音及び走行振動を把握できる地点を選定し調査す
ること。

2 選定しなかった環境影響評価の項目 9項目（選定しなかった理由 p.135～137）

大気汚染、悪臭、水質汚濁、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、
風環境、温室効果ガス

意見なし

3 都民の意見書及び周知地域市町長の意見

別紙のとおり

別紙

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価調査計画書に対する都民の意見書及び周知地域市町長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	0 件
周知地域市町長からの意見	3 件
合 計	3 件

2 周知地域市町長からの意見

【東大和市長】

- 1 当該事業に伴い発生する騒音、振動、粉じん等により、周辺の生活環境が損なわれることのないよう、周辺環境に十分配慮し、公害防止に努めるようお願いしたい。
- 2 市や周辺住民等に対して、当該事業に係る必要に応じた情報提供を行い、周知の徹底を図るようお願いしたい。
- 3 市民からの質問・要望等については、真摯に対応願いたい。

【武蔵村山市長】

騒音・振動

工事期間中の周辺道路の交通状況を把握し、適宜工事車両の通行による交通煩雑削減のための適切な対策を図るとともに、工事車両の通行ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞及び沿道への騒音の防止に努めていただきたい。

日影

高架構造物（駅部、軌道部）の建設により周辺住民の生活環境が損なわれることがないように十分な配慮に努めていただきたい。

電波障害

工事の実施に伴う電波障害を可能な限り回避または低減するよう努めていただきたい。

【瑞穂町長】

1 全体的な意見

（１） 住民への説明等

町民に対し、環境影響評価の目的、意義またその内容を図書の縦覧や説明会での説明だけでなく、様々な機会を設けて町民にわかりやすく周知をしていただきたい。

(2) 町民の意見・要望等

計画地周辺の住民及び関係者等からの意見・要望等を尊重し真摯にご対応いただきたい。

(3) 交通安全の確保

一般車両の通行に影響を与えないよう、走行ルート等の設定などについて関係機関と十分協議し、交通渋滞の防止や地域住民への交通安全の確保に努めていただきたい。

(4) 公害等の防止に向けた法令等規制値への対応

法令等による公害防止の規制基準を遵守していただきたい。また、事業において使用する重機等は、窒素酸化物や浮遊粒子状物質、騒音・振動等の低減が見込まれる最新技術の設備・機器等を使用するとともに、最新工法の採用等により、公害対策に万全を期していただきたい。

2 評価項目に関する意見

(1) 騒音・振動

工事施工中の建設機械の稼働及び工事車両の走行に伴って発生する騒音・振動について近隣への影響を極力小さくするよう努めていただきたい。

(2) 電波障害

工事の実施に伴う電波障害を可能な限り回避または低減するための措置について、工事の施工中及び工事の完了後にわたって検討を行っていただきたい。

(3) 日影

高架構造物（駅部、軌道部）の存在が日影に影響を及ぼすことにより周辺住民の生活環境を損なうことのないよう十分な配慮をしていただきたい。

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第 1 審議経過

本審議会では、令和 4 年10月27日に「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市町長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市町長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

- 1 本事業は事業予定期間が約10年という長期にわたり、また、一部の工種では夜間工事も予定されていることから、昼間・夜間ともに周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、予測・評価を行うこと。
- 2 工事の完了後のモノレール走行騒音について、本事業区間周辺には中層住宅等も存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。
- 3 モノレールの走行に伴う騒音・振動の予測では、モノレール既供用区間においてモノレール単独の走行音、走行振動を調査し、これを基に類推する方法としていることから、可能な限り正確に走行音及び走行振動を把握できる地点を選定し調査すること。

第 3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

付 表

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 4 年10月27日	・ 調査計画書について諮問
部 会	令和 4 年12月22日	・ 環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物) ・ 総括審議
審議会	令和 4 年12月26日	・ 答申(予定)

「(仮称) 今井土地区画整理事業」環境影響評価書案
第 1 回部会審議質疑応答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	1	都民からの意見として、周辺の傾斜のある道路を車が走る際の騒音や振動が気になるという意見が出ているが、傾斜というのはこの資料からよくわからないので、関連車両や工事関係車両が通ることを想定していると思うので、その傾斜はどの程度なのか分かれば教えてほしい。	評価書案の本編の 114 ページ、岩蔵街道の左の方に、「No.6」とあり、説明会に来られたとき、住民の方はここのことを言っていた。 この「No.6」に関して、将来の物流関係の車両はここを通さない。工事中に一時的にこの「No.6」を通る想定になるが、ここに関してはメインの動線ではない。 住民の方は、「傾斜がついている」とおっしゃっているが、基本的には、我々の認識としては、「No.6」を跨ぐ交差点間はさほど傾斜はなく、騒音の予測も行っている。 また、当然ながら、現状、補正值等で補正しており、予測自体はそういう形の計算になっている。	11/25 部会にて回答
		特に気にするような傾斜ではないという認識でよろしいか。	我々は、その認識でよいと思っている。	
水循環	1	雨水流出抑制について、企業の進出のタイミングと土地の造成、整備事業との期間にもよると思うが、進出企業が入った時にそれぞれその貯留浸透施設がつくられると理解しているが、進出企業が決定される前等の中途のところは配慮されているのか。	本編 21 ページのア. 準備・仮設工事に書いているとおり、工事期間中も、60mm/h の雨に耐えられる、仮設の雨水浸透貯留施設なり、雨水流出防止施設を入れておく。 例えば、今回の場合はあまりないとは思いますが、企業が来るまでに時間が空いた場合、そのときは、工事中に入れた 60mm/h のもので対応するような計画である。	11/25 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
水循環	2	水循環の浸透量の変化の程度を211 ページと 212 ページで御説明いただいているが、この量というのは流出した分をここに貯留、浸透させるという計算になっていると思うが、これが浸み込み続けられる環境がつくれるというような裏づけが、こういったところにあるのか。 資料編 201 ページに貯留浸透施設の概要があるが、法面に囲まれた空間に浸透させるような構造になっているかと思う。 これだと、よほど底面の浸透性を高めないと周辺に対する浸透量が十分に確保できないのではないかと思ったので、これに対してどのように浸透できるとお考えかを教えていただきたい。	評価書案の211 ページに図面があるが、今回、浸透側溝、浸透ますなりで受けつつも、そこで受けられないものは、最終的には池に行く。 この池については、資料編の絵には入っていないが、より浸透を促すため池の底面に浸透井戸等を作り、強制的にというか、下に礫層があるので、礫層まで浸透井戸を入れて雨水を処理するような形で、今は設計の熟度を上げているような状況である。	11/25 部会にて回答
		この時の貯留の分というのを分けて、量として示されるということはお考えではないか。「浸透能力」と書かれているが、貯留分と浸透分があると思う。	この池がどれぐらいの容量を持っているかということであれば、計算値を持っているので、評価書案の該当箇所等に追記するような形をとる。	
生物・生態系	1	1号公園について、ここにコナラ林の連続帯をつくられるという整備の方向性を示されているが、具体的には、271 ページの環境類型区分図と、304 ページの建物の配置の想定図を比べると、幅が少し広がっているのかと思う。 3号公園の創出であるとか、草地、耕作地の部分が少し内側に広がっているように見えるだが、これは幅も拡充されるというようなお考えなのか。	現存植生図で計画地を御覧になっていただくと、現道の北側が樹林帯になっている。 将来的にはこの現道が都市計画道路になるが、実際にはもっと内側で直線にするので、現存植生図で樹林が生育している地点より、少し南側に道路を振るため、現存の緑地の範囲より少し公園が大きくなるようなイメージである。	11/25 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
生物・生態系	2	林相転換なども少し検討されているか。景観図を見ると、スギが少し見えていたりして、現状は必ずしも落葉広葉樹林だけであるわけではないと思うが、コナラ林の創出の仕方というものでお考えがあれば教えていただければと思う。	現状のコナラについては、かなり手が入っていないので、枯れているものとか、幼樹でツルが入ってしまったとか、下草も非常に荒れているということで、何十年も手付かずの林にはなっている。 そのため、更新伐をして、ある程度いいコナラを残しておいて、生長させて、林相をしっかり保つようにするというのが今の案である。	11/25 部会にて回答
生物・生態系	3	都民の意見の中で、猛禽類の狩り場に関する記述があったが、狩り場利用の調査時の記録などを確認されていたら教えていただければと思う。	猛禽類の行動調査は、飛翔なのか、採餌なのか、ディスプレイなのか等を確認した上で、今回の記述を行っている。	11/25 部会にて回答
		そのあたりは、資料編を見れば分かるか。	今そこまでの詳細の記載はしていない。ただ、調査では確実に押さえているので、その記述は充実させる。	
		せっかく調査されているので、猛禽類に注目するような形での鳥類調査の整理をしていただければと思う。		
		可能であれば、次回審議の際に御提示をお願いしたい。	<回答補足> 希少猛禽類については非公開の希少種情報が含まれるため、評価書案の鳥類確認位置図を基に、口頭で猛禽類の確認状況を補足説明させていただく。	

生物・生態系	4 5 ページ、6 ページの生物・生態系の評価の結論部分については、全体を通して、計画地内についてはほぼ全域が改変されてしまうので、草地、耕作地等は失われてしまうが、この周辺地域には草地、畑地等が残っているので、そちらは影響を受けないのでそれで補完されて、結論として、「周辺地域も含めた生物種等への変化の程度は小さい」という書きぶりで、ほぼ統一されているようだが、もう少し正確に言えば、計画地内における変化の程度は、全て改変されるので大きい。 ただ、周辺地域があるため、それで生態系への影響はさほどないだろうということだと思うので、そうだとしたら、周辺地域というのはどの範囲を指すのかというところを、もう少し明確にしていきたいと思う。 まず確認させていただきたいのは、計画地とその周辺の調査範囲の破線で囲まれたエリアの中を周辺地域と言っているのか。そうではなくて、もう少し広げて、同じような草地や耕作地等が存在しているエリアが、他にもより広い範囲にあって、そこも含めて言っているのか。 その周辺地域なるものの範囲というものを、明確にしていきたいと思う。 その上で、その周辺地域においても、同じような動植物種が確認されているということなのか。 また、猛禽類については、移動が可能なので大丈夫だろうということだが、この計画地内には、そもそも営巣している状況は確認されなかったけれども、周辺地域の中では確認されているのか。 そのあたり、「影響が小さい」とか、「変化の程度が小さい」とか、「著しい影響を及ぼさない」という結論に至ったということを説明するのであれば、その根拠をもう少ししっかりとお示しいただく必要があるかと思う。	生物なので定量的に語れないところもあるが、我々が周辺地域として原則的に今使っているのは破線で引いている 200m である。その理由というのは、その中はある程度、生物相も押さええているので、計画地内外の生物相も押さえられるということを使っている。 ただし、特に東側の入間市のほうの地域になると、そこにはまた広大な畑地とかも広がっているので、実際には 200m 以上の部分もある。 おっしゃっていただいた 5 ページ、6 ページはどうしても要旨の部分になるので、総論的にいろいろな種も交えた上で、「周辺」という言葉を使っている。 細かく 8 章の各項目のところで、本当は、猛禽類であれば実は 200m ではない周辺の記載をしなければならぬだろうし、ある程度行動能力が低い生物の場合はやはり 200m ぐらいで周辺というような言い方をしたいと思い、なるべく色はつけるよう努力はしていたが、要旨なので総括的なコメントになっている。 補足させていただくと、確かに計画地内は、土地区画整理事業という性格上、改変面積は大きいですが、例えば、猛禽類が営巣していないとか、計画地内にしか依存している種がいるとかそういったものがない、どちらかというと、計画地内外を含めて広くこういう人工緑地みたいな宅地内を過ごしているような種が均一に出ているので、そのような形で地域生態系、地域生物相と言った時にはそういう状況です、といった思いで書かせていただいている。 答えとしては、項目によっては細かい部分では使い分けをしているが、総論的な部分で、基本的には 200 m というようなことで捉えていただければと思う。	11/25 部会にて回答
--------	---	--	-----------------

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
生物・生態系		215 ページ以降の、8.5 生物・生態系について記述されている中をしっかりと見れば、その周辺地域の範囲がそれぞれの項目ごとに明確にされているというふうに理解できるか。	8 章も、目次建てで「動物相」等になっており、「相」になると、種によって範囲がいろいろ違うので、8 章もそういう思いで予測・評価しているが、御指摘いただいたように、文章的にはちょっと弱いかもしれない。 8 章の、猛禽類と両爬では、「周辺」の定義が違うので、そこは定義を「周辺の北側のどこどこでは」など、より具体的にするような表現にするほうが、御指摘に対してはいいのかと思った。	
	4 (続き)	その辺をもう少し明らかにできるのであればしていただきたいと思うが、結論の書き方も、結局は周辺地域を含めた地域といっても、計画地内は全て失ってしまうので、どのように書くのがいいか分からないが、「周辺地域を含めた地域の変化の程度は小さい」という言い方が、正しい表現なのかということである。 「周辺地域には生態系には著しい影響は及ぼさない」という結論はそうなのかもしれないが、改変してしまうので計画地には著しい影響を及ぼし、ただ、周辺地域に今の計画地の現況と変わらない環境が残ることによって、補完されるというのが、正しいことなのかなと思う。 そうではないような印象を与えるような文章になっているので、そこが一番気になったところである。	1 点だけ補足させていただくと、計画地の西側に住宅があつて、植栽があつて、計画地内の動物相では、かなり人為圧に強い、例えば、ムクドリであつたりとかは、そういった種については計画地内でも回復するだろうという予測にはなっている。 というのは、かなり大きな公園も設け、企業のほうでは 15%のかかなりのボリュームの緑が入るので、どちらかというと、計画地内に見られる人為圧に強いムクドリとか昆虫類であるとかは、やがて回復するだろうという予測になり、そういうことも書いているので、御指摘の趣旨を踏まえて、表現を検討する。	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
水循環 生物・生態系 共通	1	道路の端部の状況が、造成計画の断面図の 24 ページの、例えば、①-①' 断面の 3・4・13 号を見ると、道路から一旦 C 街区側に落ちるような宅盤になっている。 こういったときに、道路の植栽帯とか歩道空間をどのようにみられているのかを教えてください。	造成断面図だが、太い線を書いてあるのは一次造成のラインであり、今回は切盛バランスというところもあるのと、一時的に企業に引き渡すにあたって、仮設の池として、宅地自体が使えるような形で、わざと道路より掘り下げている。 進出企業の建築工事によって、基礎の根切り残土とかまた周辺に出すということも、これによって、ここの仕上げの盤に使えるということも含めて、区画整理事業造成工事では下げる。下げたものが一時的な雨水も貯められる。結果として、建築工事から出る土量も、外に出さないで済むだろうという形の考えである。 最終的には、細いライン、三角形が付いている計画高があると思うが、そこが最終的な仕上げの高さになるという形で考えていただきたい。	11/25 部会にて回答
		そうしたときに、道路沿いの空間を車道分しか確保されないわけではないと思うが、その歩道空間とか街路樹空間というのは、どのように見込まれていらっしゃるのか。これから検討されるのか。	詳細については、これからというところだが、現在、都市計画道路については植樹帯を設けるような形で考えている。	
		そのあたりの道路緑化の観点と宅盤の中の緑化を上手く向けるような形で緑地をつなげていけば、環境の影響緩和につながるような緑地帯になっていくと思うので、それを期待したいと思う。 それと、先ほどの雨水流出抑制に加えての、浸透効果も見込まれていると思うので、そういった機能性を高めるような側溝をつくられることも期待している。	了解した。	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
史跡・文化財	1	21 ページで、「工事が完了した街区から」というような書かれ方をしているが、これは現段階では、A 街区、B 街区等の施工の順番は決まっているのか。 工事計画の表については、全体計画を示されているが、A 街区、B 街区をいつ着手するといった計画は、まだされていないのか。	防災などの池の問題や、道路を擦りつけ等、もろもろの詳細の施工計画はこれから立案する。工事工程は一般の区画整理のように何十年かかる事業ではなく、そこまでに長くないので、表現は悪いが、ほぼ一斉にやることになるかと思う。 ただ、事業者の今の予定だと、A と D あたりが先行的に、両方から工事をやっていくようなイメージ程度の計画である。	11/25 部会にて回答
		埋蔵文化財の調査は、一度にやるのか街区ごとにやるのかとかいうことも関わってくるので、そのあたりが少々気になった。 また、生物・生態系についても、一度に工事が始まる場合と、逃げ場がそれぞれにある場合とで、またちょっと違うのかと思ったので、そのあたりについてつまびらかになっているといいかと思う。	おっしゃるように、生物のため段階的に施工していくとか、仮に文化財があったときにはずらしていくということもあるので、基本的には、できれば、順次やっていくような形のプランを立案する。 補足だが、本編の 23 ページの切盛図では、まず、切土部分を先に、土をカットして動かしていく形になり、A 街区が今一番大きな面になるので、A から実施する形になる。	
その他（事業計画）	1	評価書案の 22 ページの鉄塔の移設工事について、土工事をやっている最中から移設を始める計画になっているようだが、何か所か鉄塔の移設があるので、土工事が終わったところの鉄塔から移設工事をやっていくというふうに理解したのだが、一番のポイントは、地域住民に対して停電を起こさないということだと思う。 停電がないような移設工事を行うということと、経年劣化のために、鉄塔によっては取替え工事になる可能性もあるので、その点の御配慮をお願いしたい。	移設は 1 塔だけ移設し、工事自体は、東電がされるので、こういった停電にならないような措置等はしっかりやっていただけたらと思われる。 16 ページの土地利用計画図を見ていただくと、この右上に「C 街区」とありますが、その上に小さい鉄塔があるが、これが本来、C の真ん中よりちょっと下ぐらいのところにある。この鉄塔を北側に移設していただくというような計画である。	11/25 部会にて回答